

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業中及び学年始めにかけての過
ごし方について（通知）

毎年、この時期に学年末から学年始めの生徒指導等について指導していただいているところですが、この度の新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業期間を含めた学年始めまでの期間が、児童生徒にとってこれまでになく長期間に渡ることから、日常生活の乱れなどにより、非行や思わぬトラブルに巻き込まれることなどが危惧されるほか、心が不安定になることなどが懸念されます。

このため、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点を踏まえながら、児童生徒の問題行動等の未然防止に万全を期すことが求められます。

については、次の事項に留意の上、児童生徒が有意義に過ごすことができるよう機会を得て指導を行うとともに、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下、より一層、事故や問題行動等の未然防止に万全を期すようお願いします。

なお、本通知の取扱いに加え、必要な事項について、別途通知します。

記

1 始業式までの過ごし方について

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策では、通常の風邪や季節性インフルエンザ対策と同様、手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットなどの実施が重要であることから、児童生徒に対し、外出先から帰宅した際に、必ず手洗いをするなどの予防を行うよう指導すること。

その際、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うこと。

併せて、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見を生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮した指導を行うこと。

(2) 外出等について

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針において、「感染の流行を早期に収束させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要である」とされていることを踏まえ、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

特に、閉鎖空間や近距離で多くの人と会話する等の場所は、感染拡大のリスクがあるので、立ち入りを避けること。

(3) インターネット上のトラブルの未然防止

長い休業期間中、家庭等において、スマートフォンなどインターネットを利用する機会が多くなることが予想されることから、コミュニティサイトやSNS等の不適切な利用による性犯罪や誘拐等の被害、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に向け、インターネット等を通じた有害情報の危険性及びその対応策、インターネット等の安心・安全な利用についての指導を徹底すること。

また、児童生徒が使用するスマートフォン等へのフィルタリングの設定や、インターネットの利用に関する家庭でのルールづくりについて、保護者等に注意喚起すること。

2 悩みの相談について

(1) 児童生徒が長期間学校を離れることから、次の点を踏まえて必要に応じて電話連絡などにより、児童生徒の実態を踏まえ適切に指導・援助すること。

- ・感染者や感染が発生した地域などに関わることへの心ない言葉や態度などの、新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見は、決して許されることではないこと
- ・自分がいじめにあったり、周りの人がいじめにあっているのを見たり、自分や友人の安全に不安があったりする場合、一人で悩まずに、先生や保護者に相談すること

(2) いじめ等の問題や心の不安などについて、24時間無料で相談できる「子ども相談支援センター」(0120-3882-56)の開設を知らせること。

3 教職員のかかわり方

・必要に応じて電話連絡などにより、児童生徒の状況や悩み等を確認するなど、児童生徒の実態を踏まえて適切に指導・助言すること。

なお、家庭訪問は控えること。

・学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

・児童生徒が長時間一人で過ごすことが予想されることから、PTAや学校評議員、学校運営協議会委員など、家庭、地域と連携し、近隣の家庭と連絡を密にするなど、児童生徒の見守り体制の充実を図ること。

(生徒指導・学校安全グループ)